令和5年度保険者機能強化推進交付金·介護保険保険者努力支援交付金評価指標 (都道府県分)

# I 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題・地域差の把握と支援計画

	指 標	配点	評価目的・内容	留 意 点	時 点	交付金 区分
$^{\textcircled{1}}$	地域課題の解決や地域差(管内市町村間の年齢調整後一人当たり給付費の差。以下同じ)の改善に向けた市町村別の支援を実施しているか。  ア 地域課題や地域差の分析を基に、市町村と対応策について検討する機会・場を設けている イ 市町村別に、地域課題や地域差に対する支援方策を策定している(支援対象は抽出した市町村で良い) ウ 対応策に基づき、保険者による地域課題に対する対応、地域差の改善、介護保険事業計画の進捗管理を支援(研修事業、アドバイザー派遣等)している エ 助言・支援により地域差が改善されている オ 地域差の改善状況を基に、各市町村に支援結果と改善が必要な場合はその改善内容を伝えるプロセスを有している	ア〜5 複数大25点)	<ul><li>● データに基づく地域 分析による課題把握、 地域差縮減の PDCA サイクルを評価</li></ul>	<ul> <li>○ アーオの評価に当たっては、以下のことを前提条件とする。         <ul> <li>・地域包括ケア「見える化」システム、その他の各種データを活用し、一人当たり給付費(費用額)(年齢等調整済み。以下同じ)の要因分析を行っていること、また、全国平均その他の数値との比較や経年変化の分析を行いつつ、当該地域の特徴の把握と要因分析を行っていること。その際、単にデータを共有するだけでなく、データを用いた分析を行っていること。・・地域分析を基に各市前村における課題を把握していること。・・保険者の介護保険事業計画等を把握していること。</li></ul></li></ul>	2022 年度 (予定) 実施の状況を評価 エについては、2020 年度の一人当たり給付費 オについては、2023 年度予定の場合も可	推者推進行同様を下では、「は、「は、「は、」では、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」、「は、「は、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、

2	管内の保険者が行っている自立支援・重度化防止等に係る取組の実施状況及び課題を把握し、市町村支援を実施しているか。  ア 有識者を交えた検討会等で各保険者の課題を踏まえて支援方策を検討している イ 各保険者の取組状況・課題・支援方策を管内保険者へ横展開するなど、保険者に共有している ウ 支援方策を基に、管内の保険者における課題に対する対応策について支援を実施している エ【市町村該当状況調査】市町村の達成率(I④) オ エの評価結果を基に、各保険者に支援結果と改善が必要な場合はその改善内容を伝えるプロセスを有している	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	● 自立支援・重度化防 止等に係る取組状況の 把握・支援、改善する PDCA サイクルを評価	<ul> <li>○ ア〜オの評価に当たっては、管内全保険者の「自立支援・重度化防止等に係る取組状況を 把握していることが前提条件となる。</li> <li>○ アについて検討会は①と同じものでも良いが、支援方策については、市町村とともに担当 者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行 い、これらを書面として作成していることが必要である。</li> <li>○ 評価の対象となる支援の内容について、財政的・人的支援に限定するものではなく、広く 捉えて差し支えない。なお、具体的な取組例としては、適宜の助言、共通する課題を持った 市町村を集めた研修会の開催や個別の支援などが考えられる。</li> <li>○ エについては、厚生労働省において算定。</li> <li>○ オについては、アウトプットとして、「支援結果」と「改善が必要な場合はその改善内容」 につき、書面により、当該市町村とこれらを共有するプロセスを有していることを想定(次 年度行う支援方策の検討時に共有を予定している場合も可)。</li> </ul>	2022 年度(予定)実施の状況を評価 オについては、2023年度予定の場合も可	推進・支援 (介護保険 保険を持っ (保険である) (保険である) (保険である) (保険である) (保険である) (保険である) (保険である) (保険である) (では、) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも
3	保険者機能強化推進交付金の評価結果(都道府県分・市町村分)を 用いた他の都道府県・市町村との比較・課題分析、支援を実施しているか。 ア 過年度の評価結果を比較・課題分析し、市町村に対して情報提供している イ 市町村支援に係る都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場を設けている ウ 市町村別の支援方策(支援対象は抽出した市町村で良い)で、支援について目標と取組内容の設定をしている エ 市町村別の支援方策に基づいて支援を実施している オ 【市町村該当状況調査】都道府県が策定する支援方策を当該支援対象市町村が把握している	ア〜才 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	● 自己評価結果を用いた、市町村の取組状況の把握・支援、改善するPDCAサイクルを評価 ※ 支援には、交付金の活用も含める想定	<ul> <li>○ アについては、県内市町村間での比較・課題分析し情報提供を行うことでも差し支えないが、他都道府県市町村とも比較・課題分析し情報提供を行う方が望ましい。</li> <li>○ イ、ウについては、アによる他都道府県等との比較・課題分析から、各市町村の状況を把握した上で、支援対象の市町村を選定することが必要である。その上で、支援方策については、市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行い、これらを書面として作成していることが必要である。</li> <li>○ エの支援については、ア〜ウの過程を経て支援を実施している場合に評価する。なお、取組例としては、評価結果が低調であるなど取組が進んでいない市町村に対し、ヒアリングを行い助言・提案を行うなど、個別での具体的支援を実施している場合などが考えられる。</li> <li>○ オについては、都道府県の策定した支援方策の内容が共有されていることを、当該支援対象となっている市町村が評価するものであり、厚生労働省において算定。</li> </ul>	2022 年度(予定)実施の状況を評価	推進
4	介護医療院への移行に関して、保険者に対して情報提供等の意思決定支援を行っているか。  ア 保険者への支援方策を介護保険事業支援計画に盛り込んでいる イ 保険者に対する情報提供等の場を設けている ウ 関係保険者と定期的に意見交換を行っている エ 医療療養病床からの転換意向の結果を関係保険者に情報提供している オ 医療療養病床からの移行による介護医療院開設の申請等の情報を関係保険者に提供している	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	● 介護医療院への移行 に関する支援計画の策 定及び支援メニューの 実施を評価	<ul> <li>○ イについては、介護医療院に関する基礎的な情報(事業者への介護医療院移行支援を含む)を提供することを目的とした研修会や説明会等であることを想定している。</li> <li>○ ウについては、会議の場において、保険者の医療、介護担当者等と定期的に意見交換を行っていることを想定している。</li> <li>○ オについて、介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第6項に基づく意見照会は対象外。</li> </ul>	2019年4月1日から2022年度(予定)実施の状況を評価 オについては2021年度の実績を評価	推進

都道府県に届出される住宅型有料老人ホームや登録されるサービス付き高齢者住宅について、保険者の介護保険事業計画の検討等に必要な支援を実施しているか。  ア 市町村が介護保険事業計画の検討等に当たり、事前に支援ニーズを担握している ・ を把握している ・ 本門村が入居実態等を分析するための支援をしている ・ 工 「市町村該当状況調査」管内市町村の I ⑥の得点状況 ・ オ エの評価結果を基に、各保険者に支援結果と改善が必要な場合は ・ その改善内容を伝えるプロセスを有している	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	● 都道府県権限の内容 に関して、市町村支援 の実施を評価		2021 年度又は 2022 年度 (予定) 実施の状況 を評価 オについては、2023 年度予定の場合も可	推進
--	------------------------------------	-------------------------------------	--	--	----

## Ⅱ 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容

#### (1)地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業に係る支援

指標	配点	評価目的・内容	留意点	時 点	交付金 区分
地域ケア会議に関し、自立支援、重度化防止等に資するものとなるよう、市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。  ア 市町村に対する支援方策を策定している(支援対象は抽出した市町村で良い) イ 市町村に対する支援方策に基づき、支援を実施しているウ 都道府県医師会等関係団体と協力して、郡市区等医師会等関係団体の管理職・管理者、担当者に対して研修会等を実施しているエ 【市町村該当状況調査】管内市町村の評価指標II(2)④の達成状況が上位8割以上の場合オ 市町村の意見を踏まえ、支援内容を改善するプロセスを有している	ア〜才 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	<ul><li>● 地域ケア会議の充実 に向けた支援の PDCA サイクルを評価</li></ul>	<ul> <li>○ ア〜オの評価に当たっては、市町村の取組状況を把握していることが前提条件となる。</li> <li>○ 支援方策については、市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行い、これらを書面として作成していることが必要である。</li> <li>○ ウの管理職・管理者とは、市町村や地域包括支援センター、郡市区等医師会等関係団体、介護関係者等のトップ層を、担当者とは、地域ケア会議に出席する者を想定。</li> <li>○ エについては、厚生労働省において算定。</li> <li>〈参考〉市町村の評価指標 II(2)④ 個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。(個別事例の検討件数/受給者数) ア 全保険者の上位8割イ 全保険者の上位5割 ウ 全保険者の上位1割</li> <li>○ オについては、市町村支援結果の成果をアウトプットとして、「支援内容の改善」につき、書面により、当該支援対象市町村と共有するプロセスを有していることを想定(次年度行う支援方策の検討・策定時に共有を予定している場合も可)。</li> <li>○ 自立支援、重度化防止の取組については、医学的知見も踏まえ推進するよう、留意すること。</li> </ul>	2022 年度(予定)実施の状況を評価 エについては、2021年度の実績を評価 オについては、2023年度予定の場合も可	推進・支援
一般介護予防事業における通いの場の立ち上げ等、介護予防を効果的に実施するための市町村への支援を行っているか。  ア 市町村別の支援方策(研修事業やアドバイザー派遣など)を策定している(支援対象は抽出した市町村で良い) イ 介護予防に従事する市町村職員や関係者に対し、技術的支援に係る研修会や情報交換の場(介護予防の取組に係る好事例の発信を含む)の設定等を実施している ウ 実地支援を含め、アドバイザーを派遣している エ 市町村のデータ活用に対する支援を実施している オ 市町村の意見を踏まえ、支援内容を改善するプロセスを有している	【推進】ア各数大 【文子各数大 を変え 【文字を数大 を変えるを変える。 【文字を数 まる できる できる できる できる できる できる しょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	● 効果的な介護予防に 向けた支援内容・支援の PDCA サイクルを評価	<ul> <li>○ ア~オの評価に当たっては、市町村の取組状況を把握していることが前提条件となる。</li> <li>○ 支援方策については、市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行い、これらを書面として作成していることが必要である。</li> <li>○ エについては、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した現状分析等に資するデータを活用するための市町村への情報提供や研修会等の支援を想定している。</li> <li>○ オについては、市町村支援結果の成果をアウトプットとして、「支援内容の改善」につき、書面により当該支援対象市町村と共有するプロセスを有していることを想定(次年度行う支援方策の検討・策定時に共有を予定している場合も可)。</li> </ul>	2022 年度 (予定) 実施の状況を評価 オについては、2023年度予定の場合も可	推進·支援

3	保健事業との一体的実施に向けた環境整備を実施しているか。  ア 各市町村の介護予防や保健事業の取組状況を把握し、一体的実施に向けた課題を検討している イ 各市町村と相談しつつ、市町村別の支援方策を決めている(支援対象は抽出した市町村で良い) ウ 支援方策を基に、管内の保険者における課題に対する対応策について支援を実施している エ 【市町村該当状況調査】82%超の市町村で介護予防と保健事業を一体的に実施している オ 各市町村に支援結果と改善が必要な場合はその改善内容を伝えるプロセスを有している	ア〜オ 各5点 複数選択可 (最大25点)	● 保健事業との一体的 実施に向けた環境整備 に向けた、支援の PDCA サイクルを評価	<ul> <li>○ 都道府県介護保険担当部局において、庁内の一体的実施担当部局(介護保険担当部局が一体的実施担当である場合は関連部局)や後期高齢者医療広域連合等と連携し、保健事業との一体的実施に向けて、研修会や担当者会議の開催、関係団体との連携・調整、市町村への個別支援等が行われていることを評価の前提とする。</li> <li>○ 支援方策については、市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行い、これらを書面として作成していることが必要である。</li> <li>○ エについては、厚生労働省において算定し、「●割」は得点分布等を踏まえ設定。</li> <li>○ オについては、市町村支援結果の成果をアウトプットとして、「支援結果」と「改善が必要な場合はその改善内容」につき、書面により、当該支援対象市町村と共有するプロセスを有していることを想定(次年度行う支援方策の検討・策定時に共有を予定している場合も可)。</li> </ul>	2022 年度 (予定) 実 施の状況を評価 オについては、2023 年度予定の場合も可	推進・支援
4	管内市町村の地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて、都道府県単位での関係機関(職能団体等、都道府県社会福祉協議会や自治組織等、民間サービスや大学等)との連携体制の構築に取り組んでいるか。  ア 関係機関と定期的に開催される会議を設置するなど、必要な連携体制を構築している イ 関係機関と連携して、管内市町村の取組状況や課題を把握している ウ 連携協定を締結するなど、関係機関と連携し管内市町村の取組の実施を支援している エ 関係機関と連携して、管内市町村の取組状況の評価や改善の提言をしている	【推進】 ア各数大 で で を 数大 を で の 選 40 に が は で の 選 40 に で の 選 40 に の で で の で で で で で で で で で で で で で で で	● 地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けた関係機関との連携体制の構築を評価	<ul><li>○ 都道府県単位で関係機関と連携体制を構築し、管内市町村に対して必要な支援が可能な 仕組みを設けていることをもって、指標を満たしているものとする。</li></ul>	2022 年度(予定)実施の状況を評価	推進・支援
(5)	介護予防・日常生活支援総合事業に係る継続的な市町村支援を 実施しているか。  ア 各市町村の取組状況を把握している イ 市町村別の支援方策を策定している(支援対象は抽出した市町村でよい) ウ 支援方策に基づいて、継続的な支援を実施している エ 市町村の進捗状況を把握している オ 市町村の進捗状況を把握している オ 市町村の進捗状況に応じて、支援内容を改善している	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	<ul><li>● 総合事業に係る支援 の PDCA サイクルを評価</li></ul>	<ul> <li>○ 管内市町村の状況を把握した上で支援を必要とする市町村を抽出し、継続的に支援している場合に指標を満たしているものとする。(管内全ての市町村で実施する必要はない)。</li> <li>○ 支援方策については、市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行い、これらを書面として作成していることが必要である。</li> <li>○ 支援の内容は、事業の意義の確認、現状の把握・将来の予測、課題の設定、支援体制の検討、関係機関との協議などの観点からの助言・指導等(アドバイザー派遣や委託先からの助言を含む)を想定している。</li> <li>○ 「継続的な市町村支援」とは、概ね2月に1度以上の頻度で行うものとする。具体的な支援の方法としては、年度内に2回以上の訪問を実施するほか、電話やメール等での対応も可能とする。</li> </ul>	2022 年度(予定)実 施の状況を評価	推進・支援

#### (2) 生活支援体制整備等に係る支援

	指 標	配点	評価目的・内容	留意点	時 点	交付金 区分
1	生活支援体制の整備に関し、市町村の進捗状況を把握し、広域的調整に関する支援を行っているか。  ア 市町村の課題等を把握し、市町村支援の目標・取組内容を設定している イ 研修等の実施により生活支援コーディネーターを養成している ウ 市町村、NPO、ボランティア、民間サービス等を対象とした 普及啓発活動を実施している エ 生活相談支援体制の整備に関する市町村の課題に応じて、関係機関につないでいる オ 【市町村該当状況調査】市町村の達成率(II(6)②)	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	● 生活支援体制整備の 充実に向けた支援内容 を評価	<ul> <li>○ 市町村は、生活支援体制整備事業を通じて、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に取り組んでいる。 市町村がそれぞれ適切に取組を進めるためには、都道府県が、広域的支援の観点から人材確保や普及啓発等を行うことが重要であり、これらの事業を行っていれば、それを評価対象とする。</li> <li>○ アについては、各市町村の状況を把握した上で、支援対象の市町村を選定し、対象市町村との個別の調整を踏まえて支援の目標と取組内容を検討・設定していくプロセスを想定。         なお、この場合の目標・取組内容の設定には、市町村の状況に応じて、イの生活支援コーディネーターの養成、ウの普及啓発活動の実施、エの関係機関との連携に係るもの等を含むこと。</li> <li>○ エの「関係機関につなぐ等」は、市町村からの相談に加えて、把握している市町村の課題の解決に向けて関係機関への連絡調整等を行うほか、都道府県事業(都道府県職員による現地支援、アドバイザー派遣等)により対応を行っている場合に評価する。</li> <li>○ オについては、厚生労働省において算定。</li> </ul>	2022 年度(予定)実施の状況を評価	推進・支援
2	高齢者の住まいの確保・生活支援に関する市町村の取組に対する 支援を実施しているか。  ア 生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援に関する市町村の取組状況・課題を把握している イ 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場を設定している ウ 市町村別の支援方策を策定している(支援対象は抽出した市町村で良い) エ 支援方策に基づき、支援を行っている オ 【市町村該当状況調査】高齢者の住まいの確保・生活支援に関する課題を共有し、取組方針を定めた	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	● 住まい・生活支援に関する支援の PDCA サイクルを評価	<ul> <li>○ 「生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援」とは、 市町村、社会福祉法人等、不動産事業者等が連携し、高齢者等の入居支援や入居後の見 守り等の生活支援を一体的に提供すること等を想定している。</li> <li>○ イ、ウについては、アによる各市町村の状況を把握した上で、支援対象の市町村を選 定し、当該市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内 容、支援期間等の摺り合わせを行い、これらを支援方策として書面で作成していること が必要である。</li> <li>○ オについては、都道府県による支援のもと課題に応じた取組方針を定めることができ たかを、当該支援対象自市町村が評価するものであり、厚生労働省において算定。</li> </ul>	2022 年度(予定)実施の状況を評価	推進
3	高齢者の移動支援に関する市町村の取組に対する支援を実施しているか。  ア 市町村の取組状況を把握し、課題を検討している イ 市町村別の支援方策を策定している(支援対象は抽出した市町村で良い) ウ 市町村別の支援方策に基づき、支援を行っている エ 【市町村該当状況調査】II(6)⑤の得点状況 オ 各市町村に支援結果と改善が必要な場合はその改善内容を伝えるプロセスを有している	ア〜オ 各5点 複数選択可 (最大 25 点)	<ul><li>● 移動支援に関する支援の PDCA サイクルを評価</li></ul>	<ul> <li>○ 「移動支援に関する市町村の取組に対する支援」は介護予防・生活支援サービス事業による移動支援とする。具体的には、移動支援の創出等に向けて、人材育成(担い手の確保に向けた取組等のほか、市町村職員への研修も含まれる)や関係機関との調整(地方運輸支局に対する道路運送法の相談等)等が考えられる。</li> <li>○ イについては、アによる各市町村の状況を把握した上で、支援対象の市町村を選定し、当該市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行い、これらを支援方策として書面で作成していることが必要である。</li> <li>○ エについては、厚生労働省において算定。</li> <li>○ オについては、アウトプットとして「支援結果」と「改善が必要な場合はその改善内容」を市町村と共有するプロセスを有していることを想定(次年度行う支援計方策の策定時に共有を予定している場合も可)。</li> </ul>	2022 年度(予定)実施 の状況を評価 オについては、2023 年度予定の場合も可	

### (3) 自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用に係る支援

	指 標	配点	評価目的・内容	留意点	時 点	交付金 区分
1	自立支援、重度化防止等に向けた市町村の取組支援のため、リハビリテーション専門職等の確保や派遣等を関係団体と連携して取り組んでいるか。  ア 都道府県医師会等関係団体と連携し、市町村に対する地域リハビリテーション支援体制に関する協議会を設けている イ 都道府県医師会等関係団体と協議し、リハビリテーション専門職等の派遣に関するルールを作成するとともに、都道府県リハビリテーション支援センター等の派遣調整をする機関を設置している ウ 市町村及びリハビリテーション専門職等に対して、派遣に際して必要となる知識の習得に関する研修会(災害時の対応に係る内容を含む)を実施している エ リハビリテーション専門職等を派遣する医療機関等を確保している オ リハビリテーション専門職の確保・派遣等の課題を市町村と共有し、取組内容の改善・見直しを行っている	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	● リハ職に係る関係団 体との連携、確保・派遣 等の PDCA サイクルを評 価	<ul> <li>○ ウについては、都道府県医師会等関係団体が開催する研修会に経費を助成している場合も含む。</li> <li>○ 本評価指標では地域リハビリテーションに係る実績のみを対象とし、介護報酬上規定されているリハビリテーション専門職等が関わる加算等に関する実績は対象外とする。</li> <li>○ ウの「災害時の対応に係る内容」には、災害が発生した際に、リハビリテーション専門職等が避難所や仮設住宅等で自立支援・重度化防止等の取組を行うために必要な内容を想定している。また、リハビリテーション専門職等の派遣先として、地域ケア会議や通いの場などが想定される。</li> </ul>	2022 年度 (予定) 実施の状況を評価	
2	要介護者等に対するリハビリテーション提供体制に関する分析を 踏まえて取組を評価・改善しているか。  ア 市町村の取組状況を把握し、課題を検討している イ 都道府県介護保険事業計画に目標を設定し、現状把握とそれを 踏まえた分析等を行っている ウ 都道府県介護保険事業計画に目標を設定していないが、現状把 握とそれを踏まえた分析等を行っている エ 分析等を踏まえて、取組結果を評価している オ エの評価結果を基に、取組内容を改善している	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 ただし、イ・ウ はいずれかを選 択 (最大 20 点)	<ul><li>● リハ提供体制に関する都道府県の取組のPDCAサイクルを評価</li></ul>	<ul> <li>○ 要介護者等に対するリハビリテーション提供体制の取組状況の把握及び課題の検討及びその結果の評価・改善を行う仕組み (PDCA サイクル) を評価。</li> <li>○ イの目標については、「介護保険事業 (支援) 計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き」で示したリハビリテーション指標を活用し設定しているものを対象とする。</li> </ul>	2022 年度(予定)実 施の状況を評価	推進・支援

#### (4) 在宅医療・介護連携に係る支援

	指標	配点	評価目的・内容	留 意 点	時 点	交付金 区分
1	在宅医療・介護連携に係る市町村支援の観点から、各市町村の実情に応じた在宅医療・介護連携推進のための技術的支援等を行っているか。  ア 他市町村における取組事例等の情報提供を行っている イ 市町村が必要とするデータの分析・活用について支援を行っている ウ 市町村と関係団体等(広域的な医療機関や地域の介護関係者を含む)との連携体制の構築に向けた支援を行っている エ 地域医療構想の取組との連携や医療計画との整合を図るため、複数市町村で取り組むべき事項について市町村間連携を含めて市町村と協議等を行っている オ 複数市町村で取り組むべき課題を共有し、取組内容を改善している	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	● 市町村の医介連携事業の支援等の PDCA サイクルを評価	<ul> <li>○ 「在宅医療・介護連携推進事業の手引き(ver.3)」のP67参照。</li> <li>○ 取組事例は、先行事例や好事例等を整理し横展開を行うことが望ましいこと (P71)。</li> <li>○ 市町村のみで確保することが難しいデータについては、地方厚生 (支)局、国保連等の協力を得ながらデータを収集することが望ましい (P67)。</li> <li>○ 関係団体は、都道府県医師会、郡市区等医師会等を想定。</li> <li>○ 広域連携は二次医療圏内にある市町村等及び二次医療圏をまたぐ広域連携が必要な事項について検討・支援を想定。</li> <li>○ 都道府県が策定する医療計画や地域医療構想との整合性を図るため、会議や打合せ等で市町村と情報共有や協議の場の設定を想定。</li> </ul>	2022 年度(予定)実施の状況を評価	推進

### (5) 認知症総合支援に係る支援

指標	配点	評価目的・内容	留意点	時 点	交付金 区分
都道府県の認知症施策の推進に関し、現状把握、計画の策定、評価・改善を行っているか。  ア 自県の認知症施策に関する取組について現状を把握した上で、各年度における都道府県の具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定めている イ 認知症介護実践者等養成事業に基づく人材育成研修について、認知症介護研修推進計画を策定し、計画の実施状況、成果に対する確認及びその評価を行っている ウ 各種の認知症対応力向上を目的とした人材育成研修の実施に当たり、研修の希望者数を踏まえ、適切な受講枠の確保を行っている エ 認知症施策の進捗状況の点検・評価・改善に当たり、第三者あるいは認知症当事者(認知症の人やその家族)の意見を聞いている オ ア〜エの取組状況を踏まえて、自県の認知症施策等の内容を見直している	ア 各 数 大 25 点 )	● 認知症施策の推進、支援の PDCA サイクルを評価	○ 必ずしも介護保険事業支援計画に記載されている場合のみでなく、他の手段により策定、公表されている場合も含む。 ○ 「認知症施策に関する取組」については、早期診断・早期対応の連携体制等の整備、医療企事者に対する認知症対応力向上研修、介護企事者に対する認知症対応力向上研修、認知症疾患医療センターの整備、若年性認知症施策の実施、権利賠護の取組の推進、ピアサポート活動の支援等をいう。 ○ 「点検・評価、改善」については、目標に対して実績が遅れているものについて原因を分析しているなどの評価を必要に応じて行っている場合を対象とする。 ○ ウについて、「受講枠の確保」とは、認知症介護研修推進計画に基づいて設定した定員を受講審望者の数が超えない状況等をいう。 ○ エについては、介護保険事業支援計画作成委員会等の場を活用するなど、幅広い関係者から意見を聞いている場合が眩当する。また、認知症施策推進関係閣僚会議で決定した「認知症施策推進大綱」や厚生労働省・Pでに掲載している「ご本人・家族の視点からの取組・本人の声を活かしたガイドブック、本人ミーティング、本人座談会〜」を参考にすること。 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000167700.html	2022 年度(予定)実施の状況を評価(ただし、第8期介護保険事業が、等の他のでは、第1回を表計では、第1回を表計では、第一のでは	推進

2	認知症の人(若年性認知症の人を含む)がその状態に応じた適切な支援を受けられるようにするための取組を行っているか。  ア 若年性認知症の人の実態調査及び若年性認知症の人本人や家族のヒアリング等による支援ニーズの把握を行っている イ 若年性認知症の人の社会参加活動の支援を行っている ウ 若年性認知症の人が適切な支援が受けられるよう、医療・介護・福祉・雇用の関係者が連携し、支援に携わるものの理解促進を図るためのネットワーク構築及び研修を行っている エ 不安を抱えている認知症の人(若年性認知症の人を含む)に対して行われる認知症当事者によるピアサポート活動の支援を実施している オ ア〜エの取組状況を踏まえて、自県の認知症の人(若年性認知症の人を含む)がその状態に応じた適切な支援を受けられるようにするための取組を見直している	ア~オ 各 5 点 複数大 25 点)	● 若年性認知症を含め、 認知症当事者の支援過程を評価	<ul> <li>○ アについて         <ul> <li>「実態調査」は、医療機関や管内市町村等と連携した調査であること。なお、広く医療機関や管内市町村へ相談件数・内容について調査し、それぞれへ寄せられた相談内容を把握・集計している場合も対象となる。</li> <li>「支援ニーズの把握」とは、若年性認知症の人とその家族が集まる交流会や認知症カフェ、本人ミーティングでの意見収集等がある。</li> <li>○ イについて                 <ul> <li>「社会参加活動の支援」は、障害者施策における就労継続支援事業所等での受け入れ支援や企業への就労継続支援に向けた取組などがある。</li> <li>○ ウについて</li></ul></li></ul></li></ul>	2022 年度(予定)実施の状況を評価(ただし、第8期介護保険事業計画その他の市町村がにまりでは、第1を開発を開始では、第1を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	推進
3	市町村の認知症施策に関する取組について、都道府県内の全市町村の取組状況を把握し、市町村別の支援を行っているか。  ア 市町村の取組状況を把握している イ 市町村の取組状況一覧を公表(自治体HPに掲載する等)し、進捗管理している ウ 市町村の取組内容の課題を整理し、市町村別に伝えている エ 課題を抱えた市町村を支援するための具体的な取組を行っている オ 【市町村該当状況調査】都道府県から得た自市町村の認知症施策の支援方策や助言に基づき、自市町村の取組内容の改善を行った	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	<ul><li>■ 認知症施策に係る支援の PDCA サイクルを評価</li></ul>	<ul> <li>○ 必ずしも介護保険事業支援計画に記載されている場合のみでなく、他の手段により策定、公表されている場合も含む。</li> <li>○ 「認知症施策に関する取組」については、認知症初期集中支援チームの運営等の推進、認知症地域支援推進員の活動の推進、権利擁護の取組の推進等、地域の見守りネットワークの構築及び認知症サポーターの養成・活用、認知症カフェの設置、本人・家族への支援等をいう。</li> <li>○ ウについては、市町村別に、個別の支援計画の策定までを求めるものではないが、少なくとも課題を整理し、これを書面により、市町村と共有することが必要である。</li> <li>○ オについては、支援対象市町村において、都道府県による支援のもと取組の改善を行ったかを当該支援対象市町村が評価するものであり、厚生労働省において算定。</li> </ul>	2022 年度 (予定) 実 施の状況を評価	推進

#### (6)介護給付の適正化に係る支援

	指 標	配点	評価目的・内容	留意点	時 点	交付金 区分
1	介護給付の適正化に関し、市町村に対する必要な支援を行っているか。  ア 各市町村の実施内容、管内の利用者やサービスの特徴等の地域分析を実施している イ 地域分析に基づき、市町村別に目標と取組内容の設定をしている ウ イに基づき、市町村に対して必要な支援を実施している エ 【市町村該当状況調査】管内市町村の「医療情報との突合」「縦覧点検」「ケアプラン点検」の達成状況 オ 市町村に対して定期的な(1回/年程度)フォローアップを実施している	ア 複	● 介護給付の適正化に 向けた市町村支援の PDCA サイクルを評価	<ul> <li>○ イについては、アによる各市町村の状況を分析した上で、支援対象の市町村を選定し、対象市町村との調整を踏まえて支援の目標と取組内容の検討・設定を行うプロセスを想定。</li> <li>○ ウの必要な支援については、市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行い、これらを書面として作成し、当該書面に基づく支援が実施されている場合が対象。また、取組事例としては、国保連の適正化システムの操作研修や実地支援、ケアプラン点検等に関する研修や実地支援、アドバイザー派遣事業、保険者の取組事例を紹介する説明会等及び介護給付適正化ブロック研修会の開催などが考えられる。</li> <li>○ エについては、厚生労働省において算定。</li> <li>(参考) 市町村の評価指標Ⅲ(1)③         医療情報との突合結果をどの程度点検しているか。(全保険者の上位を評価)Ⅲ(1)④         縦覧点検10帳票のうち、いくつの帳票の点検を実施しているか。         Ⅲ(1)②         ケアプラン点検をどの程度実施しているか。     </li> </ul>	ア〜ウ、オについて は、2022 年度 (予定) 実 施の状況を評価 エについては、2021 年度の実績を評価	推進
2	有料老人ホームに対する適切な指導の実施体制を確保しているか。  ア 現状分析をしている イ 計画や方針等を策定している ウ 市町村に必要な情報提供を行っている エ 計画等に沿った指導をしている オ 計画等に沿った改善の確認をしている	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	● 有料老人ホームに対する適切な指導体制の確保の取組について、PDCAサイクルを評価	<ul> <li>○ 以下①~③の内容が含まれた計画や方針等を策定したうえで、それに沿った指導及び改善の確認をしている場合に評価。</li> <li>① 都道府県における適切な指導体制・人数等</li> <li>② 都道府県と有料老人ホーム事業者との連絡会議の設置等、都道府県と事業者との情報共有体制や方法</li> <li>③ 具体的な指導方針(実地指導や書面監査等の実施要領等)</li> </ul>	2021 年度又は2022 年 度 (予定) 実施の状況を 評価	推進

### (7)介護人材の確保・生産性向上に係る支援

	指 標	配点	評価目的・内容	留意点	時 点	交付金 区分
1	2025 年度並びに第8期計画期間における介護人材の将来推計を行い、具体的な目標を掲げた上で、必要な施策を企画立案しているか。  ア 2025 年度、第8期計画期間における介護人材の推計に対する実績を基に、必要な施策を企画立案している イ 市町村と人材確保の課題について話し合う協議会を設置している ウ 定量的な目標及び実施時期を定めて取組を実施している エ 目標を達成している オ エの評価結果を基に、施策の見直し・改善を行っている	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	● 介護人材の確保に向けた都道府県の取組のPDCAサイクルを評価	<ul><li>○ ア~ウについては、2020年度に第8期計画の策定に向けて取組んでいる場合に対象とする。</li><li>○ エについては、年度途中での評価が困難な場合は前年度実績をもって判断する。</li></ul>	ア〜ウについては、 2021 年度の取組実績を 評価 エ〜オについては、 2022 年度(予定)実施の 状況を評価	推進
2	介護人材の質の向上に関し、当該地域における課題を踏まえ、必要な事業を実施しているか。  ア 人材育成に取り組む介護事業所の認証・評価制度を実施している イ 教員向け研修を実施している ウ 「介護に関する入門的研修」の実施状況(研修修了者に対する マッチング件数の割合が規模別に上位3割超の場合) エ 59 時間研修修了者数が対前年度比で増加又は130 時間研修修 了者数が対前年度比で増加 オ ア〜エの取組状況を踏まえて、施策の見直し・改善を行っている	ア~オ 各数選大25点)	● 介護人材の質の向上 に係る都道府県の取組 の PDCA サイクルを評価	<ul> <li>○ 本指標を評価するに当たっては、「介護に関する入門的研修」を実施していることが前提条件。</li> <li>○ イの「教員」とは、小学校、中学校及び高等学校等の教員(福祉に限らない)を、「研修」とは「介護に関する入門的研修」又は同研修と同程度の内容と認められる研修を指す。</li> <li>○ ウについては、厚生労働省において算定し、「上位●割超」は、保険者の規模等を勘案して設定。</li> <li>○ ウの「研修修了者」には基礎講座あるいは入門講座のどちらか一方のみの修了者も含まれる。</li> <li>○ ウの「マッチング件数」は成立した件数のほか、職業紹介所への登録も含める。また、介護事業所における就労形態、就労期間について問わない。</li> <li>○ エの評価については、59時間研修と130時間研修のいずれかの前年度の数値が対前々年度比で増となっている場合に評価する。なお、増の数値は0以上の小数点の数値も可能とする。</li> </ul>	ア・イ・オについて は、2022 年度(予定)実 施の状況を評価 ウ、エについては、 2021 年度の実績を評価	推進

<ul> <li>介護人材の確保・定着に向けた事業を実施しているか。</li> <li>ア 介護の魅力を伝えるイベントの開催(介護従事者だけでなく、地域住民も含めた幅広い層に対して、公開型のセミナーやシンポジウムを開催など)を行っている</li> <li>イ 介護人材の定着に向けて、事業所向け研修会の開催等、事業所の職場環境の向上に向けた取組を行っている</li> <li>ユ 利用者等からのハラスメント対策として、事業所からの相談に応じる窓口の設置や事業所向けの研修を実施している</li> <li>オ 関係団体との連携体制を構築している</li> <li>カ 介護福祉士等修学資金貸し付け件数(対前年度伸び率が上位8割を評価)</li> <li>キ 福祉人材センターにおけるマッチング件数(対前年度伸び率が上位7割を評価)</li> <li>ク 同センターに対する介護福祉士の届出件数(対前年度伸び率が上位8割を評価)</li> <li>ケ 【市町村該当状況調査】市町村の得点状況(Ⅲ(2)①②)</li> <li>コ ア〜クの取組状況を踏まえて、取組内容の見直し・改善を行っている</li> </ul>	● 介護人材の健保に対 いて、具体的な取組内 容を評価 ● 介護人材の定着に向 けた都道府県の取組の PDCA サイクルを評価  アート を 5 点 複数選択可 (最大 50 点)	○ アについては、評価に当たっては、学校現場への働きかけ(パンフレット等を作成し、 学生や保護者、教員等に対して介護現場の魅力を伝えるなど)を行っていることが前提。 ○ 第の魅力を伝えるくべいトの関係(小護従事者だけでなく、地域住民も今めた幅度に図	カ〜クについては、 2020 年度実績と2021 年度 実績を評価 ア〜オ、コについて は、2022 年度(予定)実 施の状況を評価	推進 推進
---	--	--	---	----------

4	介護サービスの質を向上しつつ介護ニーズの増加に対応するための生産性向上の取組支援を実施しているか。  ア 関係団体や有識者等で構成する都道府県版介護現場革新会議を設置している イ 革新会議において対応方針を策定している ウ サービスの質の向上・生産性向上の好事例の横展開に取り組んでいる エ 地域医療介護総合確保基金の業務改善支援事業を活用し、生産性向上ガイドライン等を活用した第三者からの支援を受けながらサービスの質の向上・生産性向上のための業務改善に取り組む介護事業所に対して支援を行っている オ サービスの質の向上及び生産性向上に向けた研修会を開催している カ 地域医療介護総合確保基金を活用した事業者のICT導入に係る支援を実施した事業所のうち、対象となった介護ソフトがLIFの CSV 連携標準仕様に準じたデータ出力機能を有している事業所若しくは事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている事業所が5割以上 キ 管内市町村に対して、文書量削減に係る取組を支援している	ア各・各ウ各数35(最大) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	<ul><li>● 生産性向上の具体的な取組内容を評価</li><li>● 外国人介護人材の受</li></ul>	新たに都道府県版介護現場革新会議を設置する場合に加え、既存の同趣旨の会議体を活用する場合も含む。 〇 イについて サービスの質の向上・生産性向上に関する取組や介護人材の確保に係る地域特有の課題を抽出し、その課題への対応方針を策定している場合を対象とする。 ○ ウについて 好事例の横展開に当たっては、サービスの質の向上・生産性向上に関する取組のモデル施設を育成し、当該モデル施設が地域の介護事業所に対して見学受入れやアドバイス支援等を実施している場合を対象とする。 ○ エについて 地域医療介護総合確保基金の業務改善支援事業を実施した場合を対象とする。 第三者については、業務改善を具体的に提言できる業務コンサルタント等を想定。 ○ オについて トップ層(経営者)及びミドル層(介護従事者)を対象とする。 ○ キについて 管内市町村に対する会議、研修又は事務連絡等で周知を行った場合は評価する。	2022 年度(予定)実施の状況を評価	推進
\$	外国人介護人材の受入れに関する事業を実施しているか。  ア 外国人介護人材の受け入れに向けた体制整備等に関する取組を実施している イ 1号特定技能外国人又は外国人留学生の受入れのためのマッチング支援を実施している ウ 外国人留学生を対象に奨学金の支援又は介護福祉士修学資金等貸付事業(福祉系高校修学資金貸付事業も含む)を実施しているエ 取組内容を評価しているオ エの評価結果を基に、取組内容の見直し・改善を行っている	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	入に関する都道府県の 取組のPDCAサイクルを 評価	<ul> <li>分にういては、例えば以下のような取組を都道府県において美施している場合に評価対象として差し支えない。</li> <li>・介護技能や日本語に関する研修</li> <li>・相談窓口の設置</li> <li>・介護事業者を対象とした外国人介護人材受入のためのセミナーや会議の開催</li> <li>・関係団体との連携の仕組みの構築 等</li> <li>○ イについては、都道府県が主体となりマッチング支援事業(地域医療介護総合確保基金)を活用する等して、実際に海外の関係者・関係機関とマッチング支援に関する連絡調整をした実績がある場合を対象とする。</li> </ul>	施の状況を評価	任任
6	介護施設や通いの場等において元気高齢者等の多様な者が活躍する仕組みを構築しているか。  ア ボランティア養成を実施している イ 介護施設と就労希望者とのマッチングを実施している ウ 介護助手等の育成・就労等に係る支援を実施している エ 取組内容を評価している オ エの評価結果を基に、取組内容の見直し・改善を行っている	【推進】 アを5 複数大 25 表選大 支援】 アを10 を20 を20 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	● 元気高齢者等の多様 な者が活躍する仕組み に向けた都道府県の取 組のPDCAサイクルを評 価	<ul> <li>○ 市町村の同様の取組を支援している場合も評価の対象とする。</li> <li>○ イについてマッチングの実施主体は福祉人材センター、事業者団体、社協等が想定される。紹介所の仲介も含めて様々な手法を想定している。</li> <li>○ ウについて「育成・就労等」とは、介護助手等における職場体験や見学、就労後の定着支援、有償ボランティアにおける就労以外の就労的活動への参画支援など。</li> </ul>	2022 年度(予定)実施 の状況を評価	推進・支援

<b>及び食中</b> ア 衛生 ア 衛生 ク イ 感染 ウ 感染 エ 感染 連携体	□ 局及び関係機関と連携し、管内の介護事業所に対し感染症 □ 毒の予防及びまん延の防止のための支援を行っているか。 □ 部局及び関係機関との連携体制を構築している □ 定定及び食中毒の予防及びまん延の防止のための定期的な研 □ 実施している □ に定流行時の危機管理の計画を策定している □ に流行時の広域的な市町村・保健所・協力医療機関等との □ 計画に基づく訓練等を実施している	ア〜オ 各 5 点 複数選択可 (最大 25 点)	● 感染症等の予防・まん延防止の取組内容を評価	<ul> <li>○ 少なくとも年に1回は実施していること。</li> <li>○ 研修会には平時だけでなく、感染症発生時の内容を含むこと。</li> <li>○ 第8期計画の基本的記載事項である「感染症に対する備えの検討」を踏まえた対応を行っていることを評価の対象とする。</li> <li>○ 才については、訓練のほか、計画に基づく具体的な措置の実施も含む。</li> </ul>	2022 年度(予定)実 施の状況を評価	推進
アイウエオカキクケ コーデー 選の 関係 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	連担軽減に係る取組を実施しているか。  「の見直しによる簡素化出方法(持参・郵送等)の見直しによる簡素化設定関する添付資料の簡素化設備・備品等の写真の簡素化設備・備品等の写真の簡素化設定を表現である。  「は規程等への職員の員数の記載方法の簡素化な規程等への職員の員数の記載方法の簡素化な関係では、まます。  「は、ままする。」、「は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	ア各 2 ケ各数大 20 点 で最大 20 点 である 2 を 5 で 5 で 20 点 で 5 で 3 で 4 で 4 で 4 で 5 で 5 で 5 で 6 で 6 で 6 で 6 で 6 で 6 で 6	● 文書負担軽減に係る 具体的な取組内容を評価	<ul> <li>○ 取組の内容は「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について」(老発0306第8号)、「「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の公布等について」(老発1225第3号)及び「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について(その2)」(老発0330第1号)を参照。</li> <li>○ ケについては、運営指導の実施要綱の改正等により各事項を反映した運営指導方針を内部決定の上、計画的に運営指導を行った場合に評価。</li> <li>○ サについては、「電子申請届出システム」の使用開始と管内市区町村がシステムを利用するための支援の実施状況で評価。</li> </ul>	2022 年度(予定)実施の状況を評価	推進

### (8) その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

指 標	配点	評価目的・内容	留意点	時 点	交付金 区分
高齢者虐待防止の体制整備に関し、市町村に対する支援を実施しているか。  ア 高齢者虐待防止の体制整備に関する市町村の取組状況・課題を把握している イ 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場を設定している ウ 市町村の状況に応じた支援方策を策定している エ 支援方策に基づき支援を行っている オ 市町村に対して定期的なフォローアップを実施し、(1回/年程度) 支援の効果の評価を行っている	ア各数大25点では、10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を10分割を	● 高齢者虐待防止体制の整備に係る都道のPDCAサイクルを評価	○ 管内市町村における高齢者虐待防止の体制整備の内容としては、高齢者虐待防止法に基づく調査無果の体制整備の項目(※)の実施を想定している。 ○ 支援方策については、市町村とともに担当者間で検討する機会を設けるなどにより、目標や支援内容、支援期間等の摺り合わせを行い、これらを書面として作成していることが必要である。 ○ 支援の内容は、財政的・人的支援に限定するものではなく、広く捉えて差し支えない。なお、具体的な取組例としては、管内市町村の介護サービス相談員派遣事業実施に対する支援や、高齢者権利譲襲等推進事業の活用による事門職の派遣や管内市町村虐待防止基務会等における好事例等の周知、市町村職員に対する対応力強化のための研修、早期発見等のための関係者・関係機関によるネットワークを活用した情報システムの構築支援などが考えられる。 ○ 都道府県の支援方策策定や支援効果の評価に当たっては、市町村から意見聴取等を行うこととする。なお、当該意見聴取等は、評価時点の前年度中に行われていれば足りるものとする。 ※ 高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目とは、「令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査」の「市町村における高齢や虐待防止対応のための体制整備等について」に係る18項目。 【体制・施策強化】 ①対応窓口の周知 ②消除者の研修 ③作民への啓発活動 ④対応マニュアル等の作成 ③美護者(虐待者)に対する相談、指導、助言 ⑥居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等 ①素結上虐待事業の事後検証 【行政機関連携】 ⑥波は後見削渡の首長申立のための体制強化 ②機関連におけた肩待事業の事後検証 【行政機関連携】 ⑥皮は後見削渡の首長申立のための体制強化 ③保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化 【ネットワーク構築】 ④「早期発見・見守りネットワーク」の構築 ⑤「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 ⑥「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 『活の周知】 ①治を行る機関とのに対策を	2022 年度 (予定) 実施の状況を評価 オについては、2023 年度予定の場合も可	推進

	(注)都道府県の高齢者虐待防止にかかる市町村支援に関しては、令和3年度老健事業「高齢 者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する
	調査研究事業報告書」を参照されたい。
	https://www.nttdata-
	strategy.com/services/lifevalue/docs/r03_add18jigyohokokusho.pdf

# 皿 管内の市町村における評価指標の達成状況による評価

	指 標	配点	評価目的・内容	留意点	時 点	交付金 区分
1	都道府県における管内市町村の評価指標の達成状況の平均について、分野毎にどのような状況か。	4 5点		<ul> <li>○ 本評価項目は、厚生労働省において算定。</li> <li>○ 管内市町村の各分野の得点の合計の平均点が、全都道府県の上位5割以上の都道府県を評価。</li> <li>○ 分野は9分野</li> <li>Ⅰ、Ⅱ(1)~(6)、Ⅲ(1)、(2)</li> </ul>		推進・支援
2	都道府県における管内市町村の評価指標の得点が著しく低い市町 村があるか。	▲10点		<ul><li>○ 本評価項目は、厚生労働省において算定。</li><li>○ 管内に令和3~5年度評価結果で継続して得点率20%を下回っている市町村がある場合に減点。「得点率●%」については、得点分布等を踏まえ、厚生労働省において設定。</li></ul>		推進
3	管内の要介護認定率(要介護 1~5)の地域差改善について、管内市町村間の年齢調整後要介護認定率の差はどのようになっているか。  ア 管内市町村間の地域差が小さい上位 10 位以上 イ 管内市町村間の地域差が小さい上位 20 位以上	ア、イ 各 10 点 複数選択可 アに該当すれば イも得点(最大 20 点)		<ul> <li>○ 本評価項目は、厚生労働省において、各都道府県の管内市町村間の年齢調整後要介護認定率の差(標準偏差)を算出し、「上位●位」は得点分布等を踏まえ設定。</li> <li>○ なお、要介護認定は、被保険者本人の心身の状態や介護の手間を丁寧に把握した上で、介護サービスの必要度を判定する重要なプロセスであり、全国一律の基準に基づき実施される必要があるため、当交付金における評価を考慮し、要介護認定が行われることは不適切であることについて留意されたい。</li> </ul>	2021 年度の要介護認 定率	推進・支援
4	軽度【要介護1・2】(平均要介護度の変化 I) 管内市町村における短期的な平均要介護度の変化率の状況はどの ようになっているか。 ア 変化率が上位10位以上 イ 変化率が上位20位以上 ウ ア及びイは満たさないが、令和2年度から令和4年度までの平 均要介護度が連続して改善している エ アからウまでは満たさないが、平均要介護度が前年度よりも改 善している オ アからエまでは満たさないが、平均要介護度が令和2年度から 令和4年度までの平均要介護度の平均値よりも改善している	ア50点 イ40点 ウ30点 エ20点 オ10点 アからオのいず れかを選択 (最大50点)		<ul><li>○ 本評価項目は、厚生労働省において算定し、「上位●位」は得点分布等を踏まえ設定。</li><li>○ 管内市町村の平均値を算出(市町村評価指標の対象外となった市町村は含めない)。</li></ul>	ア、イ、エ 2021年1月 → 2022年1月の変化率 ウ、オ 2020年1月 → 2022年1月の平均 要介護度	推進・支援
(5)	軽度【要介護1・2】(平均要介護度の変化Ⅱ) 管内市町村における長期的な平均要介護度の変化率の状況はどのようになっているか。 ア 変化率が上位10位以上 イ 変化率が上位20位以上	ア50点 イ30点 ア又はイのいず れかを選択 (最大50点)		<ul><li>○ 本評価項目は、厚生労働省において算定し、「上位●位」は得点分布等を踏まえ設定。</li><li>○ 管内市町村の平均値を算出(市町村評価指標の対象外となった市町村は含めない)。</li></ul>	ア、イ 2018年1月 → 2022年1月の変化 率	推進・支援

6	中重度【要介護3~5】(平均要介護度の変化 I) 管内市町村における短期的な平均要介護度の変化率の状況はどの ようになっているか。 ア 変化率が上位10位以上 イ 変化率が上位20位以上 ウ ア及びイは満たさないが、令和2年度から令和4年度までの平 均要介護度が連続して改善している エ アからウまでは満たさないが、平均要介護度が前年度よりも改 善している オ アからエまでは満たさないが、平均要介護度が令和2年度から 令和4年度までの平均要介護度の平均値よりも改善している	ア50点 イ40点 ウ30点 エ20点 オ10点 アからオのいず れかを選択 (最大50点)	<ul><li>○ 本評価項目は、厚生労働省において算定し、「上位●位」は得点分布等を踏まえ設定。</li><li>○ 管内市町村の平均値を算出(市町村評価指標の対象外となった市町村は含めない)。</li></ul>	ア、イ、エ 2021年1月 → 2021年1月の変化率 ウ、オ 2020年1月 → 2022年1月の平均 要介護度	推進・支援
7	中重度【要介護3~5】(平均要介護度の変化II) 管内市町村における長期的な平均要介護度の変化率の状況はどの ようになっているか。 ア 変化率が上位10位以上 イ 変化率が上位20位以上	ア50点 イ30点 ア又はイのいず れかを選択 (最大50点)	<ul><li>○ 本評価項目は、厚生労働省において算定し、「上位●位」は得点分布等を踏まえ設定。</li><li>○ 管内市町村の平均値を算出(市町村評価指標の対象外となった市町村は含めない)。</li></ul>	ア、イ 2018年1月 → 2022年1月の変化 率	推進・支援
8	健康寿命延伸の実現状況 (要介護2以上の年齢調整後認定率・認定率の変化率(全国上位))  ア 認定率 a 上位7割 b 上位5割 c 上位3割 d 上位1割  イ 認定率の変化率 a 上位7割 b 上位5割 c 上位3割 d 上位1割	ア a Y b y c r a Y b y b r a Y l 0 点 を y b y b r b y b r b y b r b y b r b y b r b y b r b y b r b y b r b y b r b y b r b r	<ul> <li>○ 本評価項目は、厚生労働省において算定し、「上位●位」は得点分布等を踏まえ設定。</li> <li>○ 管内市町村の平均値を算出(市町村評価指標の対象外となった市町村は含めない)。</li> </ul>	ア 2022年1月の認定率 イ 2021年1月 → 2022年1月の変化率	推進・支援

9	通いの場への参加状況  ア 通いの場(週1以上) への参加率が全国上位の保険者の割合が上位5割以上 イ 通いの場(週1以上) への参加率の変化率が全国上位の保険者の割合が上位5割以上 ウ 通いの場(月1以上) への参加率が全国上位の保険者の割合が上位5割以上 エ 通いの場(月1以上) への参加率の変化率が全国上位の保険者の割合が上位5割以上	【推進】 ア〜エ 各 5 点 (最大 20 点) 【支援】 ア〜エ 各 10 点 (最大 40 点)	<ul> <li>○ 本評価項目は、厚生労働省において算定。</li> <li>○ 県内の市町村のうち、全国上位5割に入る市町村の割合が上位の都道府県を評価し、「上位●位」は得点分布等を踏まえ、厚生労働省において設定。</li> </ul>	推進・支援
10	管内市町村の9割超において週1回以上の通いの場を実施。	【推進】 5 点 【支援】 10 点	<ul><li>○ 本評価項目は、厚生労働省において算定。</li><li>○ 県内の市町村のうち、週1回以上開催する通いの場が1以上ある市町村が9割を超えている場合に対象とし、「●割」は得点分布等を踏まえ、厚生労働省において設定。</li></ul>	推進・支援
11)	管内市町村の2%超において成果に応じて報酬を支払う成果連動型の委託を実施。	【推進】 5点 【支援】 10点	<ul> <li>本評価項目は、厚生労働省において算定。</li> <li>県内の市町村のうち、II (5) ⑧のウで得点している市町村の数が2%を超えている場合に対象とし、「●割」は得点分布等を踏まえ、厚生労働省において設定。</li> <li>参考〉市町村の評価指標 II (5) ⑧ウ 社会福祉法人・医療法人・NPO・民間サービス等と連携した介護予防の取組を実施しているか。</li> <li>ウ 参加者の心身・認知機能等の維持・改善の成果に応じて報酬を支払う成果連動型の委託を実施している</li> </ul>	推進・支援
12	管内市町村の 86%超において地域包括支援センターにおける家族 介護者等への支援の充実を図っているか。	5 点	<ul> <li>○ 本評価項目は、厚生労働省において算定。</li> <li>○ 県内の市町村のうち、家族介護者に対する相談・支援体制の強化を図っている市町村(II(2)⑦で得点)が86%を超えている場合に対象とし、「●割」は得点分布等を踏まえ、厚生労働省において設定。</li> <li>〈参考〉市町村の評価指標II(2)⑦</li> <li>地域包括支援センターでは、家族介護者等の介護離職防止に向けた支援を実施しているか。</li> </ul>	推進・支援
(13)	管内市町村の 52%超において多様な人材や介護助手等を行う元気 高齢者の活躍に向けた取組を実施。	【推進】 5点 【支援】 10点	<ul> <li>○ 本評価項目は、厚生労働省において算定。</li> <li>○ 県内の市町村のうち、多様な人材や介護助手等を行う元気高齢者の活躍に向けた取組を実施している市町村(Ⅲ(2)③で得点)が52%を超えている場合に対象とし、「●割」は得点分布等を踏まえ、厚生労働省において設定。</li> <li>〈参考〉市町村の評価指標Ⅲ(2)③</li> <li>多様な人材や介護助手等を行う元気高齢者の活躍に向けた取組を実施しているか。</li> </ul>	推進・支援

	52%超の市町村で参加ポイント付与の仕組みを実施。		〇 本評価項目は、厚生労働省において算定。	推進・支援
			○ 県内の市町村のうち、ポイント付与の仕組みを実施している市町村(Ⅱ(5)⑫アで得	
		【推進】	点)が52%を超えている場合に対象とし、「●割」は得点分布等を踏まえ、厚生労働省に	
		5点	おいて設定。	
14)				
		【支援】	〈参考〉市町村の評価指標	
		10 点	II (5) ⑫ア	
			高齢者の社会参加を促すため個人へのインセンティブを付与しているか。	
			ア 参加ポイント事業を実施している	